

菊奨学生募集要項

令和 3年 月

1 目的 (趣旨)

家計支持者の失職、破産、事故、病気、死亡等、又はその他経済的理由の為、奨学金援助の必要が生じた者(緊急の場合も含む。)に対し、学資等(生活費も含む。)を給付して有用な人材を育成することを目的とします。

2 対象者

出願することができる者は、次の要件を備える者としてします。

- (1) 平成29年4月以降に中学校・高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)高等専門学校、専修学校及び大学(短期大学を含む。)に入学する者又はこれらの学校等に在籍している者
- (2) 主たる家計支持者(応募者の父・母又はこれに代わって家計を支えている者のうち所得金額の最も多い者一人をいう。以下同じ。)が次の状況にあり、奨学金が必要であると認められる者

ア 主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、又は早期退職した場合。また、再就職したが収入が著しく減少している場合

イ 主たる家計支持者が死亡した場合

ウ 主たる家計支持者が倒産した場合

エ 病気、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は、収入が減少した場合

オ 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等の適用受ける著しい被害又はこれらの災害に準じる程度の被害を受けたことにより、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合

カ 学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加した場合

キ 県内の児童養護施設等から好學心に燃え修学する場合

- (3) 愛媛県内に住居する者

3 出願基準

- (1) 経済的な事由により、奨学金の給付が必要であると在籍する学校長又は児童養護施設長が認める者
- (2) 勉學に意欲があり、學業を確実に修了できる見込みがあると在籍する学校長等が認める者
※ 学級担任等・児童養護施設長の推薦書が必要。

4 採用予定人数

年間 3人程度

5 給付予定月額

国県公立・自宅通学	15,000円	国県公立・自宅外通学	20,000円
私立・自宅通学	15,000円	私立・自宅外通学	20,000円

6 給付期間

- (1) 給付始期 奨学生採用決定以降、申込者が希望する月とします。
- (2) 給付期間 原則として上記給付始期から正規の修学年数までとします。ただし、給付の事由が消滅し、奨学金の給付が必要でなくなった者については、辞退届けにより給付を修了します。

7 給付方法

原則として毎月25日(休日の場合はその翌日)に指定口座(奨学生本人の名義に限る。)に振り込みます。

8 誓約書

奨学生採用時には、學業に精勵し學業修了を誓約する旨の本人・保護者(親権者、兄弟、親戚学校の先生など)が署名した書類の提出が必要となります。

9 出願手続き

菊奨学生願書(以下「願書」という。)及び家庭事情調査票(以下「調査票」という。)等は、特定非営利活動法人 菊 で交付を受けてください。

提出書類 1. 願書 2. 調査票 3. 推薦書(書式自由)

10 提出期限

随時

11 採用の決定及び通知

- (1) 特定非営利法人 菊で書類審査の上、面接を行い採用者を決定します。
- (2) 採用の通知は、随時本人に通知いたします。

12 その他

- (1) 毎学年末にその年度の成績証明書を提出していただきます。
- (2) 卒業後の就職、進学については、当法人は何ら制約するものではない。
- (3) 卒業後、奨学金の返還義務はないが、協力できる者は当法人運営のために寄付金として年会費6,000円の出資をお願いします。

13 願書等提出先・問い合わせ先

菊奨学生募集についてのお問い合わせは、特定非営利法人 菊 事務局 尾崎まで
住所：〒791-0833 松山市祝谷2丁目7-20
TEL：090-3186-4849 (尾崎携帯)まで